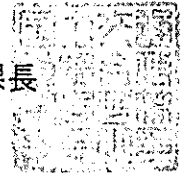


国 総 政 第 3 8 号
平成 2 2 年 5 月 2 7 日

(社) 日本インターナショナルフレイトフォワードーズ協会代表者 殿

国土交通省総合政策局政策課長



外国人労働者問題啓発月間について

外国人労働者問題については、従来より関係省庁において、外国人労働者の適正な受け入れ、不法就労の防止等に関する各種啓発運動を行ってきたところでありますが、平成 2 2 年度においては 6 月 1 日から同月 3 0 日までの 1 ヶ月間を政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に設定し、我が国の経済、国民生活、その他社会に様々な影響を与える外国人労働者問題に関して、社会の正しい理解の促進を図ることとしています。

国土交通省としても、同月間に積極的に対応することとしているところです。については、貴団体におかれましても、外国人の不法就労の防止についてご理解頂くとともに、「出入国管理及び難民認定法」(いわゆる入管法)違反に当たる外国人の雇用等が行われることのないよう、傘下会員に周知を図って頂くようお願い致します。

この度、同月間に合わせて法務省が実施する「不法就労外国人対策キャンペーン月間」のリーフレットをお送りしますので、こちらについても、傘下会員への配布及び周知徹底等にご活用頂くようお願い致します。

(問い合わせ先)

国土交通省総合政策局政策課
電話：03-5253-8320